

乳幼児健康支援一時預かり事業の実態調査報告

研究所長 平山宗宏
研究企画・情報部 中村 敬
根本浩典（大正大学大学院）

要約

少子化対策の一環として、また育児支援の有力な事業として「乳幼児健康支援一時預かり事業」が展開されているが、厚生労働省の工夫や努力にも関わらず、新エンゼルプランに掲げる計画個所数に達することができていない現状にある。一方、本事業の推進を望む保護者の要望も大きい。

われわれは育児支援方策研究の一環として本事業の実情を知り、一段の充実を図るに役立つ情報を得る目的で調査を実施した。全国 248 ヶ所の本事業の事業者にアンケート調査を依頼し、162 ヶ所より回答を得たのでその結果を報告する。

1) 施設の開設時期は昭和年代は 2 施設で、他は平成 2 年以降であるが、現行制度の運用が本格化した平成 12 年に 47、13 年に 33 施設が開設されている。

2) 施設のタイプは、A 型 118、B 型 32、C 型 6 であり、医療機関併設が 100 で最も多く、保育所併設 28、乳幼児院併設 17 の順であった。定員は 4 名が 100 施設であった。

3) 対象児童の年齢は、0 歳からが 147 施設であり、年齢上限は学童までを含めているのが 87 施設であった。預かり時間には差が多いが、8 時から 18 時までが 55 施設で最多であった。土曜開所は 121 施設で行っていた。

4) 事前登録を行っているのは 115 施設であった。事業の広報は 140 施設で行っていたが、方法としてはパンフレットの配布、市町村の広報が多かった。

5) 利用人数は、月単位の延べ数の回答のあった 160 施設について、1 か月平均 44.1 人であり、8 ～ 10 月の利用者は少なかった。1 日の利用料は 2000 円が最多で 93 施設であった。

6) 給食を実施しているとの回答は 131 施設で、その給食費は 500 円が 38、300 円が 24、利用料に含めているが 41 施設であった。

7) 運営上困っていることとしては、利用者数の不安定やキャンセルの問題とそれに伴う人員配置や経営上の難点が最も多かった。また、今後のための要望事項等としては、資金・補助金の増額の要望や制度や医療機関との連携についての意見が多かった。

なお、本事業の始められた経緯と発足当初の調査結果報告も参考のために簡略に取りまとめて紹介した。

見出し語：病児保育、病後児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、病児デイケア

I. 病児・病後児保育の経緯

子どもを保育所に預かってもらう保護者にとって、もっとも困るのは子どもの急病であり、子どもの病気と職務との間での悩みは、保育所開設当初からの問題であった。入院治療を必要としない程度の

急性疾患患児や回復期にある経過観察児、すなわち病児・病後児の保育の実践と支援については以下のような経緯での発展があった。

1. 病児・病後児保育の黎明期

病児・病後児保育の始まりは、昭和 41 年に東京

都世田谷区の保育園「ナオミ育園」での「病児保育室バンビ」とされている。当初は、園の嘱託医の医院内に開設したが、約1年半後園内の一室に移転された。設立に至った経緯は、父母の会が討議した成果を全体に発表する「研究発表」において、2、3歳児グループの「親が一番涙をこぼすとき」という項目の実に70%が「子どもが病気になったとき」であり、0、1歳児グループでも「共働きをしていて困るとき」という設問に対して、過半数が「子どもの病気と親の仕事の調整」を挙げたという。つまり「病気の最盛期がすぎたなら、普通保育に戻れるまで預かってもらえるところがほしい」という要望が強かったことにある。また保母側からは、「ただでさえ健康な子どもの保育で手一杯なのに、薬をもたせて、どうしても休めないから、預かって欲しいと保護者に泣きつかれた時の困惑」や「他の子どもへの感染の心配」などが挙げられた。そういった背景を受けて、「病児保育室バンビ」が誕生した。民間の保育所による園内方式のため、公的な補助は一切なく、何度か運営的危機に直面しながら、父母の会全体で支えてきたという。

「病児保育室バンビ」に続いて、昭和44年「枚方病児保育室」が枚方市民病院内に開設され、昭和48年寝屋川市の「病気明けつくし病児保育室」が地域のセンター方式として、昭和50年には青森市の「青森病気一時保育所」が医療機関併設型として開設されている。このように、先駆的な施設が相次いで設立された。

2. 病児・病後児保育の本格的展開

平成3年に厚生省児童家庭局長（当時）に「これからの母子医療に関する検討会」の報告書が出され、その中で病児保育の必要性が述べられたことから、同年厚生省児童家庭局母子保健課（当時）により「小児有病児ケアに関する研究」班が発足した。また、同年には「全国病児保育協議会」が発足している。

平成4年「小児有病児ケアに関する研究」班の中間報告を受けて、乳児院を中心に全国6施設で「病児デイケアに関するパイロット事業」が開始された。国として病児・病後児保育に参入した最初の事業で

ある。（研究委託先：日本総合愛育研究所）

1) 「小児有病児ケアに関する研究」報告の概要

「小児有病児ケアに関する研究」班の最終報告書は、平成5年5月、「病児デイケアのあり方についての研究報告書—全国の病児保育室の実態—」として報告された。

①調査対象

当時、病児保育施設は全国に14施設あり、医療機関に併設されていたのが7施設、単独の病児保育が4施設、保育所に併設されていたのが3施設であった。これらの14施設のうち、市町村等自治体からの補助金等を受けていたのは6施設に過ぎなかったが、一日の保育料の平均を見ると、補助金を受けている施設で930円、受けていない施設で2930円であり、助成金の有無が利用料金に大きく影響を与えていた。

②受け入れる症状

受け入れる症状としては、発熱等の急性期から受け入れる施設が8施設、回復期を受け入れるのが6施設であり、医療機関併設型のほとんどが急性期への対応を行っていた。

③利用定員

病児保育室の定員としては、10名前後が最も多かった。1回の病気での平均利用日数は、1～2日の短期間であった。

④利用児年齢分布

年齢分布をみると、1歳児が最も多く約3割、ついで2歳児が約2割、0歳児が1割程度であった。このように病児保育の利用は4歳未満児で約7割であった。

⑤利用児の疾病の種類

病児保育室に入室する際の病状としては、急性期が約4割、回復期が約6割であり、病名ではかぜ症候群が圧倒的に多く約6割を占めていた。ついで、水痘、麻疹、咽頭炎・扁桃炎、中耳炎や結膜炎、喘息や気管支炎等であった。

⑥利用日数と頻度

一つの病気を利用する日数の分布としては、1～2日といった短期間の利用が約7割であった。年間の

利用回数としては、1回が最も多く約4割、2回が約2割、3回が約1割で、年4回以内の利用が全体の約8割を占めていた。

以上の結果から、病児デイケア事業は、多くの場合ありふれた小児の感染性疾患の際に1～3日間利用されており、年間の利用回数も年4回以内であり、しかも感染性疾患の流行期の利用が多いために、取り扱い件数の季節的な変動が激しいことが明らかとなった。

また、この当初の調査結果から、以下の要望が提出されていることは、今回の新しい調査と比較して注目しなければならない点である。

⑦病児に対する保育内容

病児保育の対象児は、集団生活には慣れており、その保育室における子どもの適応は好ましい状態であった。これには、病児保育室における職員が、家庭的で暖かい雰囲気を作ろうと努力していることによるものであるとされていた。しかし、このような保育を支えている保育スタッフは、公的補助が不十分な結果、経営的な制約があり、病児を精神的にもケアできるだけの保育スタッフ数を確保することは困難な状況にあった。

また、当時の全病児保育室に勤務していた保育士は、病児への保育看護の専門性が要求されるにもかかわらず、病気に対する理解や対処法などについての研修の機会もないのが実情であった。この専門領域の研修が実現されれば、病児保育室における問題のひとつが改善されるであろう。母親が安心して就労が継続されるとともに、子どもの健康が十分に保障されるためにも人的・物的環境の一層の整備が必要であり、子育て支援事業として病児デイケア事業が確立されていくことが望まれる。

なお、病児・病後児保育を依頼した保護者の意見としては、預けてよかったという回答が89.6%、その理由としては、仕事を休まないですんだが46.6%、安心して預けられたが40.0%であった。預けた時の子どもの様子は、楽しそうにしていたが74.3%、泣いて不安がっていたが8.2%であり、預けた子どもへの影響は特になかったが81.3%であった。

以上、病児保育を利用している保護者の立場から

すると当時の病児保育施設がそのニーズを適切に果たしている実態が明らかであった。しかし、給食の提供や保育料の軽減化等への要望も、当時から多く提出されていた。

2) 「病児デイケアに関するパイロット事業」報告書の概要

平成6年3月、「病児デイケア・パイロット事業調査研究最終報告書」が出された。この報告書は、6施設のパイロット事業実施施設の実態を把握し、検討を加えるとともに、病児保育に関する社会的ニーズや今後のあり方について調査されたものである。

①調査の対象と方法

全国6施設（乳児院5施設、医療機関1施設）。開設の目的・経緯、広報、登録、対象疾患、利用手続き、職員体制、勤務体制、建物・設備、等19項目、及び病児保育の内容・方法等6項目について、質問紙法により行われた。

②病児保育の開設の目的と経緯に関する考察

いずれの施設においても、働く母親のニーズに応じるための地域子育て支援の必要性と重要性を、それぞれの地域社会で実感し、その実施体制を図り、この事業に参加していた。

③病児デイケアへの社会的ニーズ

保育所を利用している約80%の一般の保護者が、子どもが病気になった時、制度として病児デイケアが必要であるとし、保育所職員では約60%、小児保健関係者では約85%が同様に必要性があると考えていた。このように、病児デイケアへの高いニーズの背景には、保育所を利用している保護者が、子どもが病気になったときの対応に大変苦勞していることが指摘されていた。この調査において、約半数の子どもが病気で11日以上保育所を休んでいた。4歳未満では、子どもの病気のために母親の約半数が通常の有給休暇の限度である20日を越えて休みをとっていた。

④病児デイケアの定義

病児デイケアの定義は「日常生活において、特に慢性的疾患や障害をもち、突発的な疾患にかかっ

ている児童及びその回復期にあたる児童であって、その保護者の勤務その他の都合上緊急に対応することが困難であったり、継続して休暇を取れない状況にあるときに、保育・看護・医療を行うこと」としていた。

3) 平成6年以降の事業の展開

これらの報告を受けて、平成6年には「病後児デイサービスモデル事業」、平成7年には「乳幼児健康支援デイサービス事業」、平成10年に「乳幼児健康支援一時預かり事業」と、事業名を変更しながら現在に至っている。

○乳幼児健康支援一時預かり事業の概要

現在の制度である「乳幼児健康支援一時預かり事業」の概要は以下のごとくである。

要綱では、乳幼児健康支援一時預かり事業(以下、本事業)は、保育所に通所中の児童や在宅の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、本来は保護者が家庭で養育するのが望ましいが、止むを得ず一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。事業名の度重なる変更の理由であるが、発足当初急性期の病児までを念頭においていたが、本当の病児であれば入院加療も必要になることから、対象として回復期にある病後児が採用され、次いで片仮名(英語)の事業名を避けて現行の名称になったと聞いた記憶がある。しかしその後、実際のニーズが病児を含むこと、医療機関の協力が得られるようになったことから、入院を要しない程度の急性期の病児も預かれるようになり、現行のいわゆる「病児・病後児保育」が運営されるようになった。

・実施主体

要綱では、本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ)で、事業の一部を社会法人等に委託することができることとされている。

・対象児童等

①対象となる児童

要綱では、本事業の対象となる児童は、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、か

つ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童であって、市町村長が必要と認められたものとされている。

具体的には、以下のとおりである。

ア) 病気回復期にあり、医療期間による入院治療の必要はないが、安静の確保が必要であるなど集団保育が困難な、保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的に止むを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童とされているが、実施施設が病院、診療所の場合は、「病気回復期」に、入院治療の必要のない「病気急性期」の場合も含まれる、とされており、現実には医師の目の届く状況にあれば「病児」も対象とできることになっている。

イ) 保育所に通所している児童ではないが、ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年の児童等が含まれる)も対象とされる。つまり、小学校低学年のいわゆる「学童保育」の対象児も必要に応じ預かることができる。

②対象疾患の範囲

要綱では、対象疾患は、感冒、消化不良症、(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、ぜん息等の慢性疾患及び熱傷等の外傷性疾患などとされている。

③施設のタイプ

施設のタイプは表1の通りである。

II. 今回の研究報告

現在の乳幼児健康支援一時預かり事業の調査結果

平成14年4月現在、厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課が把握している全国の本事業実施施設はおよそ250カ所に達したので、今後の発展充実に役立つ資料を得る目的でアンケート調査を計画した。

同年8月、248ヶ所の乳幼児健康支援一時預かり事業の事業者(前ページ表の施設タイプA、B、C型)を対象に郵送によるアンケート調査を依頼した。回答数は162、回収率65.3%、集計できた有効回答数160であった。その集計結果を報告する。

表1 乳幼児健康支援一時預かり事業の施設型

タイプ	対象	型・定員	職員	実施場所
施設型	病気回復期にある乳幼児 (保育所利用児童等)	A型 4人以上/日	常勤看護師1名 非常勤保育士等 1名	保育所、病院、 医院等
		B型 2人以上/日	常勤的非常勤 看護師1名	保育所、病院、 医院等
派遣型	病気回復期にある乳幼児 (保育所利用児童等)	C型	実施施設で職員をおかない場合 非常勤看護師等	保育所、病院、 医院等
			非常勤看護師等	児童の自宅等
	産後で体調不良である家庭 (新生児及び産褥婦)	産褥期ヘルパー	非常勤看護師等	産褥婦(児童)の自宅
	保護者が病気になった家庭	訪問型一時保育	非常勤保育士等	児童の自宅

1-1 開設時期について

開設時期は、比較的初期に開設された施設からは、7施設の回答を得た。昭和年代に開設されていたのが2施設で、平成2年1施設、平成3年1施設、平成4年2施設、平成5年が1施設であった。その後は、平成6年開設が4、平成7年9、平成8年15、平成9年13、平成10年11、平成11年16、平成12年47、平成13年33、平成14年5、であった。

平成12年度から現行制度の運用が本格化したからであろう。(図1)

1-2 施設のタイプ

厚生労働省の補助事業の型としてのA、B、Cの

別には、A型118、B型32、C型6、不明・無回答4の回答を得た。(図2)

実施場所としては、医療機関併設が100、乳児院併設が17、保育所併設が28、その他12、不明・無回答が3となっている(図3)。その他で挙げられたのは、単独型が4、病院院内保育所併設が2、児童養護施設が2、市役所内福祉事務所、育児支援センター等への併設が4であった。

1-3 定員

定員は、最も多かったのが4名であり、回答数は100であった。続いて、6名と2名がそれぞれ18であった。次いで回答数が多い順に10名が7、8名が

4、3名が3、16名が2、5名・7名・12名がそれぞれ1ずつ、不明・無回答が5であった。(図4)

1-4 対象の児童の年齢

対象とする児童の年齢は、年齢幅にばらつきがあるため、開始年齢で分けると、開始年齢が若い順から、0歳からが147あり(月齢の記載があったものは1ヶ月が5、43日が1、57日が2、2ヶ月が25、3ヶ月が28、4ヶ月が9、5ヶ月が4、6ヶ月が17、7ヶ月が2、10ヶ月が1)、1歳からが7、2歳からが1となっている。(不明・無回答5)

また、預かる児童の最高年齢は、若い順から、3歳までが1、4歳が1、5歳が6、6歳までが最も多く60、7歳が4、8歳が17、9歳が37、10歳が12、11歳以上が17、不明・無回答が5となっている。つまり預かる年齢幅としては、0～6歳が多く、次いで学童保育までを含めた0～9歳であった。

1-5 預かり時間

預かり時間帯にもばらつきがあるが、8時から18時までが最も多い55であり、続いて8時30分から18時までが13、8時から17時までが8などとなっていた。

1-6 土曜開所について

土曜日に開所しているのは121であり、開所していないが36、不明・無回答が3であった。土曜の開所時間としては、多いのが8時から13時までであり28、8時から18時が20となっていた。土曜開所施設中、13時までが55と45%を占めていた。

1-7 日曜・祝祭日・年末年始の開所について

開所しているのはわずかに3施設のみという回答であった。特記事項として、「年末は開所しているが日曜・祝日は閉所」、「祝日のみ完全予約制」という回答があった。開所時間は普段と変わらないようである。

1-8 事前登録について

事前登録をしている施設は115、していないのは

41、不明・無回答4であった。事前登録している中で、面接をしているのは54施設、していないのが61施設であった。

1-9 事業の広報について

広報していると回答したのは140施設、していないのは16施設であった。

広報の方法(複数回答)として一番多かったのが、パンフレットの配布であり、回答数が64。続いて、市町村の広報であり、回答数は56であった。次いで、おたより・ポスター等で知らせるが17、タウン誌・子育て情報誌に掲載が15であり、ホームページ、保育所等でPR、医療機関などにパンフレットを設置なども、複数の回答があった。また、数は少ないが、保育所での登録票配布、新聞の折り込みチラシ、母子手帳に掲載、保育所経営者に病児について教育を行う、等の回答もあった。

2-1 利用人数について

月単位の延べ利用者数は、各月ごとの延べ人数の回答のあった160施設について、月別に1施設当たりの平均人数を算出した。結果は、1月33.7人、2月48.3人、3月54.7人、4月49.4人、5月47.5人、6月48.7人、7月48.8人、8月36.2人、9月35.0人、10月40.1人、11月46.8人、12月51.9人であった。年間合計での平均528.7人、1ヶ月平均44.1人であった。(図5)

2-2 一日の利用料について

最も多かったのが2000円で回答数93、続いて2500円で14、0円が10、1500円が6であり、3000円を超えるものは5施設であった。

2-3 給食について

給食を実施しているとの回答は131施設、していないが25施設、不明・無回答が4施設であった。

給食を実施している施設での給食費は500円が38、300円が24、利用料の中に含めている施設と0円を合わせると41であった。給食費だけをみると500円以下が97.5%を占めていた。

図1 施設の開設時期

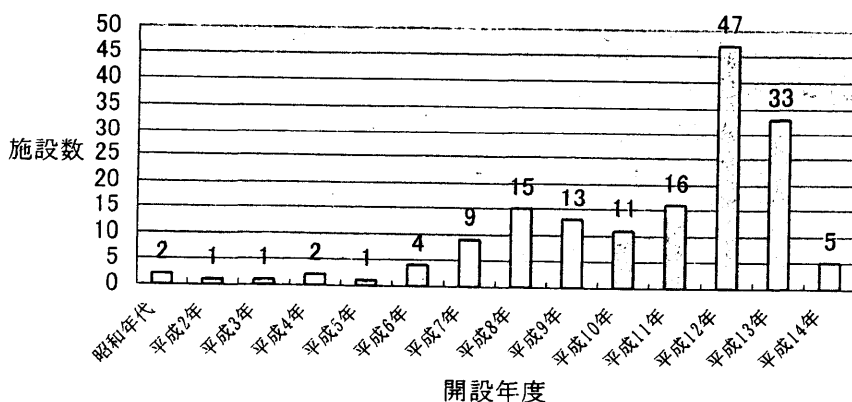


図2 施設のタイプ

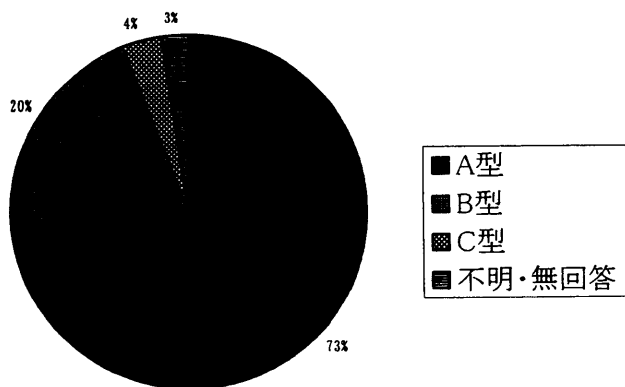


図3 病児・病後児保育の実施場所

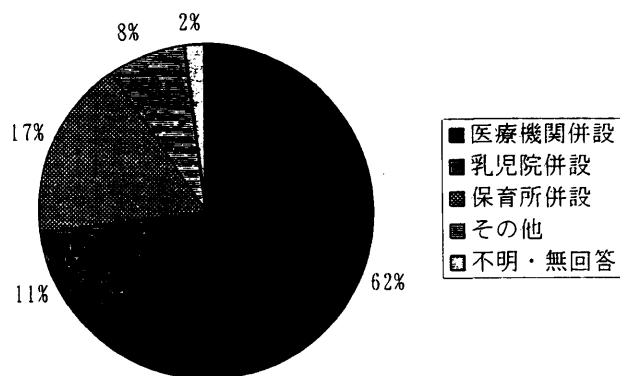


図4 施設の定員

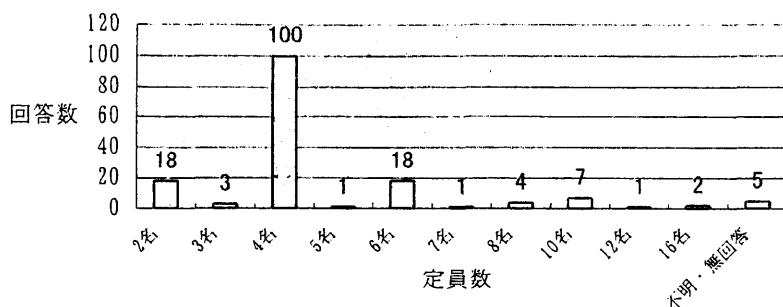
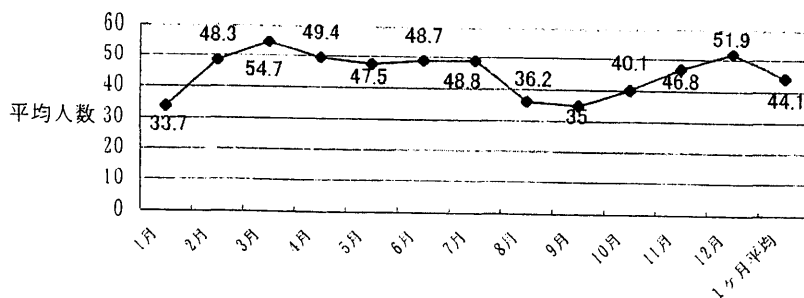


図5 月別の平均利用人数の推移（平成13年）



2-4 登録料について

登録をしている場合の登録料徴収については、徴収しているのが15施設のみであった。その登録料は、1000円が5施設、2000円が3施設、5000円が2施設であった。

2-5 連携について

他機関との連携があると答えた施設は80で、ないと答えた施設は77であった（不明・無回答3）。連携の対象は80施設中56施設が医療機関との回答で、その他は保育所やファミリー・サポート・センター、市役所等であった。連携の内容は、「嘱託医として相談にのってもらっている」や「疾病の流行状況等の情報確保」などであった。

2-6 運営上困っていること

自由記述での回答を依頼した。複数記述を含む総回答数142の中で、多かった内容は、

- ①利用者数の不安定・季節変動・キャンセルや広報、利用者との意識のずれ等の問題（回答数76）
 - ②経営上の費用の問題（回答数39）
 - ③感染症に関する問題（回答数15）
 - ④手続き上の問題（回答数7）
 - ⑤医療機関等他の施設との連携の問題（回答数5）
- などとなっていた。とくに多くあげられた運営上困難な問題としては、
- 季節、感染症流行の有無などによる利用者数の変動が大きく、保育者の配置等で困る。
 - 当日の急なキャンセルや当日朝の飛び込み依頼に困る。
 - 上記の不安定要素や病児の状況による保育者の過不足とやりくりの困難。
 - 本事業の広報不足により利用者数の伸びが悪い。
 - 補助金の不足による運営の不安定・経営困難。
 - 市町村との事務上の不満。
 - 医療機関や地域内の他保育所等との連携不十分。などであった。

2-7 今後の事業発展のために必要と考えていること、行政への要望等

標記質問に対する自由書き込みによる回答は、複数回答を含む総回答が148であり、以下の趣旨の意見が多かった。

- ①資金・補助金増額等に関するもの（56）
- ②制度や医療機関との連携についての意見等（45）
- ③利用料の減額の要望（19）
- ④広報の工夫、拡充（13）
- ⑤保育の質の向上（8）

制度そのものなど国や地方自治体への行政上の要望の中には、今後の対応上きわめて有効と考えられる提案もあり、厚生労働省母子保健課に報告した。

とくに多くあげられた要望事項と、行政的に検討を願いたい事項等は以下のごとくであった。

- 病後児保育といっても現実には病児が入ってきてしまう。地域医師会とくに小児科医との連携が必須条件。
- 小児科医が病児保育を引き受けてくれるのがもっとも望ましい。医師会への委託方式もよい。
- 嘱託医への手当も学校医等と同様に基準をつくって欲しい。医師の文書料を行政で負担して欲しい。
- 病児デイケアに健康保険が適用できるようにして欲しい。
- 事故の際の補償（保険）を明確にして欲しい。
- 病児保育のための必要条件を示した指針（隔離条件、換気、消毒等）が必要。
- 子どもにとって質のよい病児・病後児保育の実施のためには、運営が可能な程度の人件費の補助が必要
- 利用者にとっては現行負担額もかなりつらい状況がある。公費負担の増額を希望。
- 市町村の枠を越えた預かりを可能に（相互乗り入れ）して欲しい。
- 広報を市町村レベルで受け持って欲しい。
- 市町村で保育士や看護師を確保し、必要に応じて派遣する制度を取り入れて欲しい。
- 地方自治体内各部署での本事業の理解と協力を図って欲しい（教育委員会を含む）。
- 補助金以外の税法上の補助（固定資産税等）を国のレベルで考えて欲しい。
- 本来的には、子どもが病気のとき気兼ねなく休ん

で看病できる制度と、企業側の理解協力の社会通念の普及が欲しい。

○病児を預かっていて思うことは、このような施設を増やすことが「本当の育児支援なのか？」ということ。保育者が、会社を休んでも大丈夫な世の中をつくる事の方が大事だと思う。

○保育所にも学校のような保健室が必要である。

3. 考察及びまとめ

平成 14 年 8 月に「乳幼児健康支援一時預かり事業」の事業施設 248 施設に依頼して実施した現状のアンケート調査の結果を報告した。

またこの報告の機会に、本事業の先行的実施の歴史や、初期の厚生省研究班の調査報告についても参考として概略を紹介した^{1)~4)}。

なお、最近大阪府医師会が行った乳幼児健康支援一時預かり事業についての調査報告によっても、ほぼ同様な結果と意見が示されている。すなわち、医師、施設関係者、保護者の三者に対して行ったアンケート調査結果の同報告の総括では、①この制度は現代の社会環境にあっては必要である。②本制度以前に病児休暇などの子育て支援制度の向上が必要。③病児保育には専門職の配置と医師の確保が必須。④アクセスのよい場所が必要。⑤入所手続きの簡略化。⑥医療保険の中に乳幼児デイケア料の設定、乳幼児医療助成の普及、各自治体の積極的取り組みが必要。⑦地域医師会との密接な連携。⑧感染症が多いので季節的変動が大きく、情報網の整備や保育体制の整備が必要。⑨保育所での保育保健の向上が必要。⑩小児医療・看護の研修の充実が重要。などがあげられ、本制度の積極的な推進のための整備が望まれている⁵⁾。

今回の調査に際しては 162 の施設・事業者から回答を得た。得られた結果は、少子化対策・育児支援

施策の一環として、厚生労働省が推進・整備に乗り出している本事業の現状を示すものであり、また今後の発展を図るための重要な提案を含むものであった。

本事業の現在の運営上の問題点は、報告中の 2-6、今後の発展のための提言については 2-7 に主な意見を取りまとめた。

本調査が「乳幼児健康支援一時預かり事業」の健全な発展のために役立つことを期待し、本調査に協力して下さった各施設の方々、並びに全国病児保育協議会の先生方に厚くお礼申し上げる。

なお、日本医師会の乳幼児保健検討委員会においても、平成 14,15 両年度の坪井栄孝会長からの諮問「乳幼児が心身ともに健やかに育つための諸課題(地域における連携、病後児保育のあり方等)の検討」につき討議を重ねていることを申し添える。

参考資料：

- 1) 病児デイケアのあり方についての研究報告書—全国の病児保育室の実態—：厚生省心身障害研究・小児有病児ケアに関する研究班、1993 年 5 月
- 2) 網野武博他：平成 5 年度、「病児デイケア・パイロット事業」調査研究最終報告書、日本総合愛育研究所、1994 年 3 月
- 3) ひらかたの病児保育 25 年のあゆみ：枚方市保育共済会、1995 年 4 月
- 4) 病児デイケア事業のあり方に関する調査研究班報告書：子ども未来財団委託研究報告書、1997 年 3 月
- 5) 乳幼児健康支援一時預かり事業の普及促進に関する調査研究報告（大阪府委託事業）：大阪府医師会、2001 年 3 月

